

# 徳島県事前復興計画策定ガイドライン

## 【参考資料：各種の支援事業】

1. 県の支援事業（令和6年度） ..... 1
2. 国の支援事業 ..... 4

令和6年度

徳 島 県

# 各種の支援事業

## 1. 県の支援事業（令和6年度）

### ■南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金

補助対象事業及び経費	対象団体	補助率	補助限度額
<p><b>【事前復興推進事業】</b></p> <p>○ 対象経費 復興に向けた様々な準備や実践である「事前復興」の取組推進に要する経費</p> <p>※取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興プロセスの理解促進や人材育成を図る各種研修会</li> <li>・高台移転など住民等の合意形成に向けた復興イメージトレーニング・訓練</li> <li>・高台移転など事前復興の意識醸成を図る講演会、シンポジウム</li> <li>・市町村震災復興本部体制の検討及び決定、立ち上げ訓練の実施</li> <li>・被災後の各フェーズに応じた空間利用の調整（災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅災害復興住宅等）</li> <li>・臨時情報や住宅感震ブレイカー等の防災に関する啓発活動を促進するための講演会</li> <li>・その他事前復興に資する取組</li> </ul>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	100万円/市町村
<p><b>【事前復興計画策定事業】</b></p> <p>○ 対象経費 「市町村事前復興計画」の策定に必要なコンサルタント委託料等に要する経費</p>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	300万円/市町村
<p><b>【事前復興計画活用事業】</b></p> <p>○ 対象経費 「市町村事前復興計画」の目的・趣旨に合致する事前復興の取組に要する経費</p>	「事前復興計画」を策定済の市町村	補助対象経費の2/3以内	300万円/市町村

補助対象事業及び経費	対象団体	補助率	補助限度額
<p>【高台移転事業計画策定事業】</p> <p>○ 対象経費 「防災集団移転促進事業」の事業計画策定に必要なコンサルタント委託料や鑑定料、ワークショップの開催等に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市</li> <li>・鳴門市</li> <li>・小松島市</li> <li>・阿南市</li> <li>・牟岐町</li> <li>・美波町</li> <li>・海陽町</li> <li>・松茂町</li> <li>・北島町</li> <li>・藍住町</li> </ul>	補助対象経費の1/2以内	300万円/市町村
<p>【事前復興用地等整備支援事業】</p> <p>○ 対象経費 市町村の「国土強靱化地域計画」に位置づけられた、事前復興推進のために応急仮設住宅用地や高台移転等のハード整備を行う際に要する経費</p> <p>○ 対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品の購入に要する経費</li> <li>・既存施設の修繕に要する経費</li> <li>・緊急防災・減災事業債の起債対象事業に該当する経費</li> </ul>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	500万円/箇所  住宅（応急仮設住宅を除く）や施設等の高台移転を伴う場合 1,000万円/市町村
<p>【ハザードマップ等策定支援事業】</p> <p>○ 対象経費 ハザードマップや避難計画、復興まちづくり計画図の作成等に要する経費</p>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	200万円/市町村
<p>【地区防災計画策定支援事業】</p> <p>○ 対象経費 地区防災計画の策定を行うためのコンサルタント委託料やワークショップの開催等に要する経費</p>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	200万円/市町村
<p>【災害対応力強化事業】</p> <p>○ 対象経費 市町村の災害対応力を強化するために、図上訓練図上訓練や災害廃棄物処理訓練をはじめとする災害対応訓練の実施等に要する経費</p> <p>※取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練実施に要する事務用品</li> <li>・訓練実施にあたっての学識経験者への講師謝金やコンサルタント委託費等</li> </ul> <p>○ 対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品の購入に要する経費</li> <li>・市町村職員の人件費</li> </ul>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	200万円/市町村

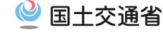
補助対象事業及び経費	対象団体	補助率	補助限度額
<p><b>【災害対策本部庁舎・代替庁舎機能強化事業】</b></p> <p>○ 対象経費 災害対策本部庁舎及び代替庁舎について、災害対策本部設置時に必要となる設備強化に要する経費</p> <p>○ 対象外経費 ・消耗品の購入に要する経費 ・既存施設の修繕に要する経費 ・緊急防災・減災事業債の起債対象事業に該当する経費</p>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	200万円/市町村
<p><b>【津波避難施設等整備事業】</b></p> <p>○ 対象経費 市町村の「国土強靱化地域計画」に位置づけられた、津波に対する避難路・避難場所の整備に要する経費</p> <p>○ 対象外経費 ・消耗品の購入に要する経費 ・既存施設の修繕に要する経費 ・緊急防災・減災事業債の起債対象事業に該当する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市</li> <li>・鳴門市</li> <li>・小松島市</li> <li>・阿南市</li> <li>・牟岐町</li> <li>・美波町</li> <li>・海陽町</li> <li>・松茂町</li> <li>・北島町</li> <li>・藍住町</li> </ul>	補助対象経費の1/2以内	500万円/箇所
<p><b>【避難路・緊急避難場所機能強化事業】</b></p> <p>○ 対象経費 市町村の「国土強靱化地域計画」に位置づけられた、避難路・避難場所の防災機能の強化に要する経費</p> <p>※ 取組例</p> <p>① 避難路の機能強化 ・「避難誘導灯、避難誘導標識の設置」 ・「避難路の危険なブロック塀対策（撤去、撤去及び県産木材活用による機能回復）や建築物対策」等</p> <p>② 上記以外の機能強化 ・「備蓄倉庫、資機材の整備」 ・「避難場所の長期避難対応機能の強化」 ・「避難場所の危険なブロック塀対策（撤去、撤去及び安全管理のための機能回復、撤去及び県産木材活用による機能回復）」等</p> <p>○ 対象外経費 ・消耗品の購入に要する経費 ・既存施設の修繕に要する経費 ・緊急防災・減災事業債の起債対象事業に該当する経費</p>	全市町村	補助対象経費の1/2以内	<p>①150万円/箇所 （ただし、津波災害警戒区域がある市町は、250万円/箇所）</p> <p>ブロック塀対策について、撤去+県産木材活用による機能回復を行う場合は、250万円/箇所 （ただし、津波災害警戒区域がある市町は、350万円/箇所）</p> <p>②250万円/箇所 ブロック塀対策について、撤去+県産木材活用による機能回復を行う場合は、350万円/箇所</p>

## 2. 国の支援事業

### ■都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業

都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画策定に対する財政的支援を行っている。また、都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画等に位置付けられた防災拠点形成への支援を行っている。

### 都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○都市防災総合推進事業の概要		○地区要件	
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5	
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1	<b>施行地区</b> <事業メニュー①③④⑤> ・災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3（⑤については市街地に限る） ・危険密集市街地を含む市街地 ・DID地区 <事業メニュー⑥> ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 ・危険密集市街地を含む市街地 ・DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在地 <事業メニュー⑦> ・危険密集市街地 <事業メニュー⑧> ・激甚災害による被災地 等 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)	
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1	
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1/3	
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地1/3 工事1/2 ※1※2	
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地1/3 工事1/2 ※1※2	
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査1/3 工事1/2※1	
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1	
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2	
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1	

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り  
 ①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に等する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額  
 ※2：事前復興まちづくり計画策定を行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2  
 ※3：⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

※2：南海トラフ巨大地震又は日本海溝・千島海溝沿線に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3  
 ※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝沿線海溝型地震防災対策推進地域  
 ※4：地区防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村  
 ※5：予算の範囲内での支援

### 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会  
 交付率：4.0%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を4.5%に引き上げ）  
 ※基幹事業に「こども未来まちづくり事業」の交付率：4.5%

**対象事業**  
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】  
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行者優先施設）、再都市施設（地域交流センター、観光交流センター）、既存建築物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こども未来まちづくり事業 等

【提案事業】  
 駅前活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創出支援事業（市町村の提案に基づくコンパクト事業、パーク事業）  
 ※施行地区要件の中には、一部の基幹事業を除く。

**施行地区** ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトまちづくりの推進】  
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)  
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1  
 ・災害リスクの高い地域を含まない区域  
 ・以下のいずれかの区域  
 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域  
 (2) 市町村の都市計画に附する基本的な方針等(都市再生整備計画)において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域  
 ※2：人口集積率が50%以上ある区域  
 ※3：人口集積率が50%以上ある区域  
 ※4：人口集積率が50%以上ある区域  
 ※5：人口集積率が50%以上ある区域

【要件②：市街化調整区域、非線引き白地地域における防災拠点の形成】  
 ○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）  
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※3  
 ・人口減少率が前期20%未満の市町村  
 ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域  
 ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と調協がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域  
 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく(条例を制定している場合、当該条例に係る区域を固図、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と調協のない区域・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】  
 ○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）  
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1  
 ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と調協がない認められる区域  
 ・災害リスクの高い地域を含まない区域

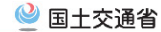
※1：令和6年度まで事前復興まちづくり計画等の防災拠点の取組が完了した場合は、適用可能。  
 ※2：令和7年度まで事前復興まちづくり計画等の防災拠点の取組が完了した場合は、適用可能。  
 ※3：令和7年度まで事前復興まちづくり計画等の防災拠点の取組が完了した場合は、適用可能。

参照：国土交通省 HP

## ■都市公園事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

防災公園の整備等に活用することが可能である。

### 都市公園事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）の概要



○ 地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

#### ■都市公園事業の要件（概要）

##### ○面積要件

- ・2ha以上の公園であること。
- ・ただし、三大都市圏の既存市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

##### ○総事業費要件

- ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。

##### ○都市公園等整備水準要件

- ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
  - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が1.0㎡未満
    - イ) 都市公園
    - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
    - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
  - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ・ただし、国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等）や防災公園等は除く。

##### ○交付対象

- ・地方公共団体が実施する以下の事業
  - (1) 都市公園の用地の取得
  - (2) 公園施設の整備

##### ○国費率

交付対象	国費率	都道府県・市町村の負担
用地	1/3 (1/2※1)	2/3 (1/2※1)
施設	1/2※2	1/2※2

※1 ( ) は、沖縄振興特別措置法に基づきもの  
 ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

参照：国土交通省 HP

## ■防災集団移転促進事業

防災集団移転促進事業は、自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的としており、事前（災害発生前）の移転も可能である。

### 防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

#### 【事業の概要】

**施行者**  
市町村、都道府県（市町村からの申請に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

**移転元地（移転促進区域）**  
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）  
※1 災害危険区域、洪水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

**移転先（住宅団地）**  
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上  
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については1.0戸以上  
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、洪水被害防止区域、津波災害警戒区域

#### 【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4、⑦：1/2）

補助対象経費区分	事前移転の場合			
	右以外の 場合	※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	合算集積補助	合算集積補助	合算集積補助	合算集積補助
① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象除外）	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの借付補助）	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	集積補助	集積補助	集積補助	集積補助

イ 造成後3ヶ月以内など、地域の安全確保に資する施策を実施するための計画に特別に注力する事業であること  
 ロ 移転元地移転のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること  
 ハ 移転に要する事業費が移転元地の購入費の1/2未満の場合、かつコストを上限とする

※3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を無視区域（当該移転者が移転元地の住宅の移転に要する建設費は移転元地）  
 ※4 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を無視区域であり、以下の条件を満たした市町村  
 ・移転前後、移転100戸以内かつ50戸以上の津波被害を受けた市町村又は最大津波浸没が2.5m以上想定された市町村であって、50戸以上の移転が実施された場合

補助基本額（事業費）に対する財源内訳

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等事業費（在来型）	一般経費
元利償還の80%を特別交付税措置	50%特別交付税措置	

注）補助基本額は個別集積額、合算集積額適用後の事業費、都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象除外。  
 地方財政措置  
 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業費の対象（充当率90%）  
 その元利償還金の80%を特別交付税措置  
 注）事業計画書の策定に必要な経費は除く。ただし、財政部通知を要する。こと  
 2) 一般財源分についても50%特別交付税措置。（おこなう事業の状況に必要経費についても同様）

#### 事業イメージ

① 住宅団地の用地取得及び造成  
 ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助  
 ③ 公共施設（道路、公園、集会所等）の整備  
 ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償  
 ⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備  
 ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助

移転先  
（既存市街地の空地等の活用も可能  
（工事費を要しない移転（早刈り等）でも可）

参照：国土交通省 HP

5

## ■土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業である。大規模災害からの復興において、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法として活用されている。

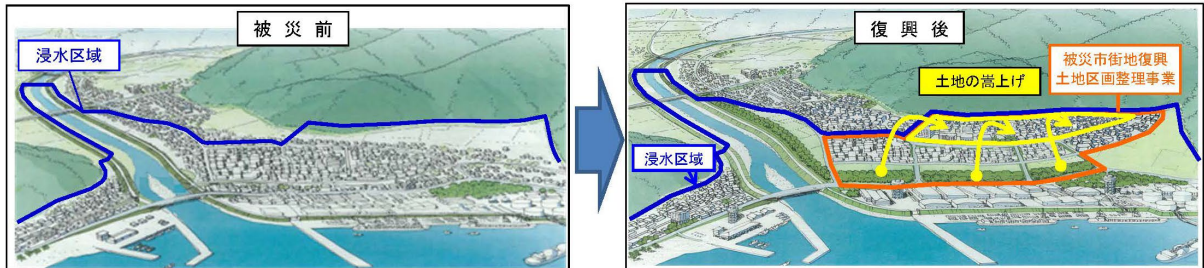


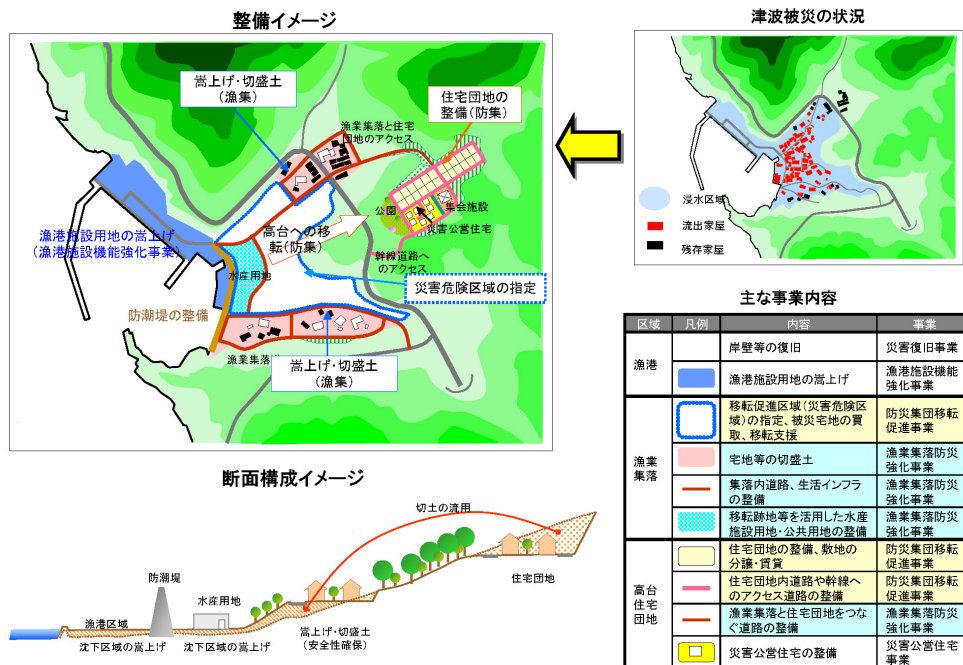
図 土地区画整理事業のイメージ

参照：復興交付金 基幹事業（東日本大震災からの復興）からの抜粋（国土交通省）

## ■漁業集落防災機能強化事業

被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤の高上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものである。

### 水産基盤整備とまちづくり事業の連携による漁業集落の復興例 別紙

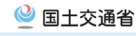


参照：水産庁 HP

## ■がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

### がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）



がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

#### 補助対象

- (1) 除却等費
  - 除却費
  - 危険住宅の除却費  
(限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)
  - 引越費用等  
引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他  
(限度額：975千円/戸)
- (2) 建物助成費
  - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額  
(借入利率：年8.5%を限度)
  - 限度額【通 常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）  
【特殊地域<sup>※</sup>】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,660千円/戸、敷地造成608千円/戸）
  - <sup>※</sup>特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全本家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
  - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

#### 補助要件

- (1) 対象地区要件（移転元）
  - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
  - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
  - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
  - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
  - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第50条第1項）
  - 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているもの）の区域（都市計画法第12条の4）
  - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）
- (2) 対象住宅要件（移転元）
  - 既存不適格住宅<sup>※</sup>
  - <sup>※</sup>浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
  - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示<sup>※</sup>等を行った住宅
  - <sup>※</sup>ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

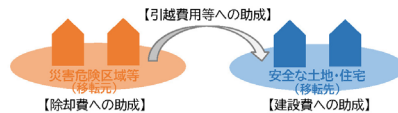
#### 交付率

国：1/2、  
地方公共団体：1/2

#### 事業実施主体

市町村  
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)

注1：右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合は、上記(1) (2)の補助対象としない。  
注2：危険住宅に代わる新たな住宅が市街地調整区域内にあつて、以下のいずれかの区域に新築するものである場合は、原則として上記「補助対象」(2)の補助限度額を半額とする。  
・土砂災害警戒区域  
・浸水想定高さ9m以上の浸水想定区域（洪水浸水想定または高潮浸水想定）



参照：国土交通省 HP

## ■市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

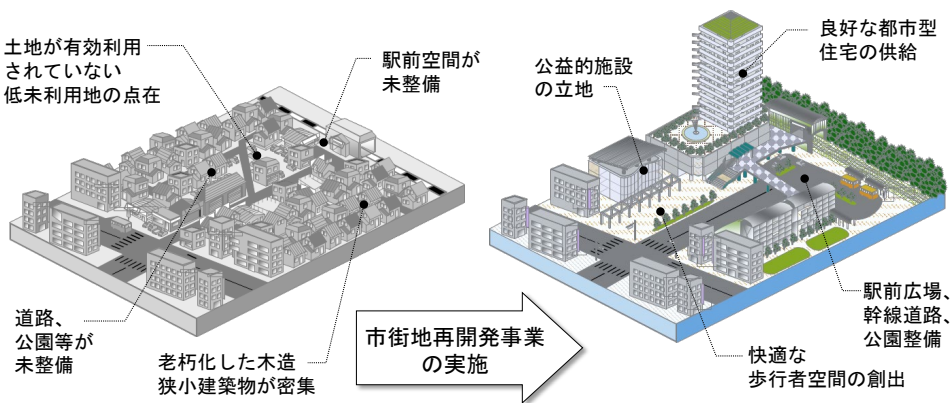


図 市街地再開発事業のイメージ

参照：国土交通省 HP

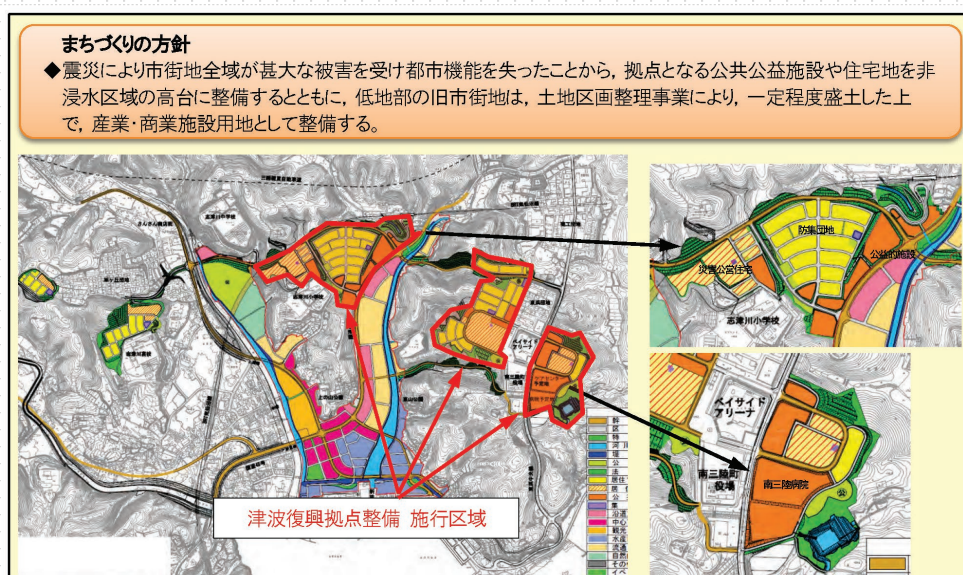


## ■一団地の復興拠点市街地形成施設

一団地の復興拠点市街地形成施設は、特定大規模災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第1項に規定する特定大規模災害をいう。）を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）において、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地の整備を図る観点から、当該市街地が有すべき諸機能に係る施設を一団の施設としてとらえて一体的に整備することで、円滑かつ迅速な復興を図ることを目的とするものである。

### 参考：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定

宮城県南三陸町志津川地区では、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を行い、安全な高台に拠点となる公共公益施設や住宅地の整備した。



参照：災害に強いまちづくり宮城モデルの構築（宮城県土木部）

## ■コンパクトシティ形成支援事業

コンパクトシティの形成に向け、災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向け、移転意向や移転先の調査、移転計画の策定、移転先における居住体験、モデル事業の実施等を支援する。

## コンパクトシティ形成支援事業

国土交通省

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

### ●計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針等の策定、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画  
対象：地方公共団体等  
補助率：1/2（人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで全額）

### ●コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3

### ●居住機能の移転に向けた調査支援

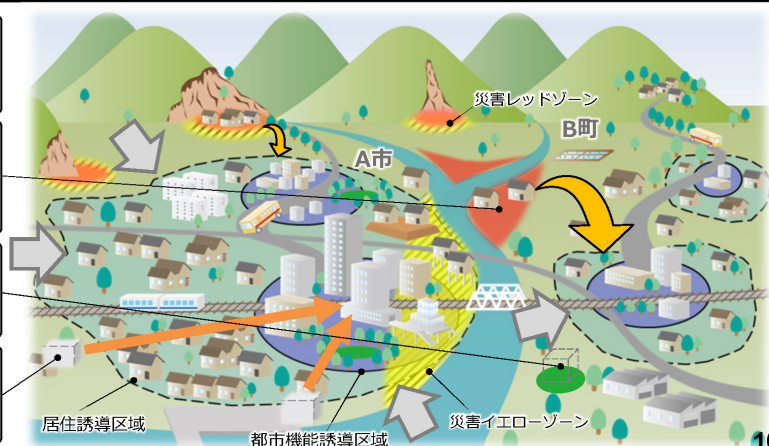
内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2（上限500万円/年）

### ●建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3

### ●誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3



## ■低地対策河川事業

既成市街地の浸水多発地域あるいは低地地域（ゼロメートル地帯等）において、浸水被害の防止と土地の有効利用を図るため、市街地再開発事業等の他事業と一体となって堤防等を整備する。

## ■水防災対策特定河川事業

河川改修が遅れているため、住家浸水が頻発している地域の特定区間で、河川沿いに連続堤防を建設するよりも経済的で、かつ、地域の意向を踏まえた恒久的治水対策として計画されている場合、集落を輪中堤や宅地嵩上げ等で洪水から防護する治水対策を実施する。

なお、浸水を許すこととなる場所における新たな住家の建造を制限するため、自治体による災害危険区域の指定等一定の措置を講ずる。

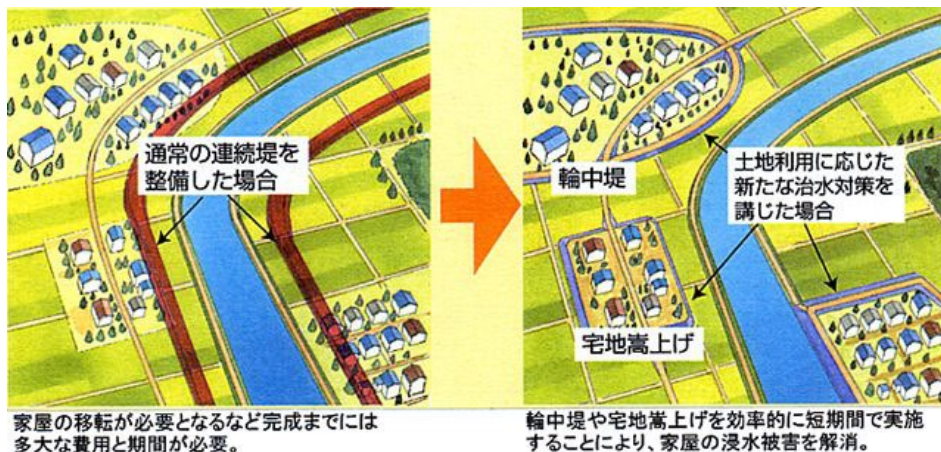


図 整備イメージ

参照：国土交通省 HP

## ■過疎地域集落再編整備事業



ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援する。

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対する補助を行う。

### 過疎地域集落再編整備事業

R6当初予算額:91百万円  
(R5予算額:91百万円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要	事業のイメージ
<p>(1) 事業の種類</p> <p>① 定住促進団地整備事業 過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助</p> <p>② 定住促進空き家活用事業 過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助</p> <p>③ 集落等移転事業 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助</p> <p>④ 季節居住団地整備事業 交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助</p> <p>(2) 実施主体 過疎市町村</p> <p>(3) 交付率 1/2以内</p>	<p>定住促進団地整備事業 交付対象経費の限度額 3,877千円×戸数</p> <p>過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成</p>  <p>定住促進空き家活用事業 交付対象経費の限度額 4,000千円×戸数</p> <p>過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修</p> 

参照：国土交通省 HP